

議案第 41 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成18年6月16日

生駒市長 山下 真

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「、第4条第1項、第6条又は第7条第1項」及び「（次号に規定する場合を除く。）」を削り、同項第3号を削り、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第4条第1項、第5条から第7条まで又は第8条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の設計者（設計図書を用いしないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

第12条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同条を第13条とする。

第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「同表オ欄」を「同表カ欄」に改め、同条第2項中「による建築物の高さ」の次に「（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各

(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の制限)

別表第 1 に次のように加える。

生駒市美鹿の台地区 整備計画区域	都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示された平成18年5月1日生駒市告示第92号に定める大和都市計画生駒市美鹿の台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------------	--

[illegible]

生駒市美鹿 の台地区整 備計画区域		次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1 号に係るもの。ただし、長屋住宅 及び重ね建て住宅を除く。次項に おいて同じ。） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 診療所（患者の収容施設を持つ ものを除く。） 4 巡査派出所、公衆電話所その他 これらに類する別表第3（い）項 に掲げる公益上必要な建築物 5 前各項の建築物に附属するもの （別表第3（え）項に掲げるもの を除く。）	165平方 メートル	1メートル 以上	1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの	10分の10	10分の5	1 10メート ル。ただし、軒 の高さについ ては、7メー トルとする。 2 建築物の各 部分の高さに ついては、当 該各部分から 前面道路の反 対側の境界線 又は隣地境界 線までの真北 方向の水平距 離に1.25 を乗じて得た ものに5メー トルを加えた もの
-------------------------	--	--	---------------	-------------	---	--------	-------	---

別表第2に備考として次のように加える。

備考 生駒市美鹿の台地区整備計画区域に係る高さ及び面積等の算定等については、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域内に建築物があるものとみなし、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。